

議案第8号

和解及び損害賠償の額（運動広場西側の倒木による車両破損事故）について

次のとおり、運動広場西側の倒木による車両破損事故について、次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めます。

1 相手方

2 事故の概要

令和6年12月8日（日）午前2時頃、読谷村字座喜味2976番地（読谷村運動広場西側駐車場）において、南洋スギが倒れ、休憩を取るために駐車場に停止していたA氏（被害者）の車両助手席側のフロントガラスに当たり車両が破損した。

朝7時頃、生涯学習課担当に倒木があるとの連絡があり、現場を確認した際、近くに駐車していた車両のフロントガラスの亀裂、ボンネット及びバンパー等の破損を確認し、A氏に人身傷害はないことを確認した。

3 損害賠償額 金1,200,000円

4 和解内容 別紙示談書のとおり

令和7年1月29日提出

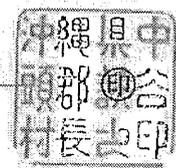
読谷村長 石 嶺 傳 實

事 故 報 告 書

発 生 日 時	令和6年12月8日（日） 午前2時頃
発 生 場 所	読谷村字座喜味2976番地（読谷村運動広場西側駐車場）
状 況	<p>令和6年12月8日（日）午前2時頃、読谷村運動広場西側駐車場において、南洋スギが倒れ、休憩を取るために駐車場に停止していたA氏（被害者）の車両助手席側のフロントガラスに当たり車両が破損した。A氏は2時50分に警察を呼び、現場確認をしてもらい、現場確認が終わった後、車を移動し8時前まで車の中に居た。生涯学習課職員には、朝7時頃、村民より倒木があるとの連絡があり、職員は、役場よりチェーンソーを借り作業をしていたところ、8時頃A氏より声をかけられ、車両のフロントガラスの亀裂、ボンネット及びバンパー等の破損を確認した。A氏には、人身傷害はないことを確認した。</p> <p>今回の事故は、停車していたA氏の車両に体育施設内からの倒木により、事故が発生しており、施設管理者である読谷村に瑕疵があると考えられる。</p>

示談書

2025年 / 月 8日

第一当事者 (甲)	氏名 読谷村長 石嶺 傳實	
	住所 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2901	

第二当事者 (乙)	氏名 	
	住所 沖縄県中頭郡読谷村 	

事故発生日時	令和6年12月8日午前2時頃
事故発生場所	読谷村字座喜味2976番地（読谷村運動広場駐車場）
事故状況	甲の管理している上記場所において、休憩のため駐車していた乙の自動車に防風防塵対策として植栽されていたナンヨウスギが強風により倒れてしまい、自動車の助手席側フロントガラスやバンパー等を破損させてしまった。以下余白。
示談内容	甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金1,200,000円を乙の指定する口座に支払う。なお、本件示談の他、甲、乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。以下余白。